

## 移住促進チーム設置要綱

### (設置)

第1条 関西圏（特に京都）をターゲットとして、本県への移住推進および関係人口の拡大を図るため、移住推進イベント等の企画・運営や、福井の効果的な情報発信等を推進することを目的として、京都に所縁のある人材による「移住促進チーム（以下、「チーム」という。）」を設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において「移住促進チーム員（以下、「チーム員」という。）」とは、チームを構成するメンバーであって、県から本事業に係る委嘱を受けたものをいう。

### (責務等)

第3条 チーム員は、県職員として任命せず、また、県とチーム員との間に雇用契約は存在しない。

2 チーム員は、県の指示および指導に従わなければならない。

3 チーム員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委嘱が解かれた後も同様とする。

### (委嘱期間等)

第4条 チーム員の委嘱期間は、委嘱の都度定める。

2 前項の規定にかかわらず、定住交流課長が特に必要があると認めるときは、当該チーム員の同意を得た上で、委嘱期間を延長することができる。この場合において、その回数に制限はないものとする。

### (チームの活動)

第5条 チーム員は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる活動に従事する。

- (1) 関西圏（特に京都）からの移住推進や関係人口拡大を目的とした施策の企画・実行  
特に、学生、若者、女性をターゲットにしたイベント等の開催
- (2) 福井を京都にPRするための広報活動
- (3) 上記活動を実行するための打合せ等
- (4) 上記に掲げるもののほか、移住定住推進および関係人口の創出につながる活動運営

### (活動日等)

第6条 チームの活動日および活動時間はチーム員同士で調整し決定する。ただし、イベントの開催に当たっては事前に県と協議し日程を決めること。

2 チーム員は活動日および活動内容を事前に県に報告しなければならない。

3 特別の事情により、前項の規定によることができない場合または同項の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、別段の取扱いをすることができる。

### (報酬)

第7条 チーム員に対し、活動を行った際に、次のとおり報酬を支払う。打合せはWEB会議も含まれるが、県が認めたものに限り報酬を支払う。チーム員間の事務連絡等やWEBカメラを用いないメッセージのみのやり取りは支払いの対象とならない。

区 分	報 酬
イベント当日の運営	20,000 円/回
打合せ	10,000 円/回

2 交通費および宿泊費の額は、県の旅費規程により計算する。

3 特別の事情により、前2項の規定によることができない場合または同項の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、別段の取扱いをすることができる。

### (災害補償)

第8条 チームの活動場所までの往復に係る旅行での災害等に対する補償は、当該チーム員の責任とする。

(活動経費)

第9条 チームが行う活動に必要な経費については、県が支払う。

2 活動を行うにあたって支払いが発生する場合は、事前に県と協議すること。ただし、事前協議を行うことが困難と認められ、定住交流課長が支払いを認めたときはこの限りではない。

(報告書)

第10条 チーム員は、活動後に活動内容を県に報告しなければならない。

(成果物)

第11条 チーム員が活動の一環として作成した成果物は福井県に帰属する。

(解任)

第12条 県は、チーム員が次の各号のいずれかに該当する場合には、チーム員の委嘱を取り消すことができる。

- (1) 県の指示および指導に従わないとき。
- (2) 活動を怠ったとき。
- (3) チーム員としてふさわしくない非行があったとき。
- (4) 傷病、事故等により、活動に支障があると判断される時。
- (5) その他チーム員としてふさわしくないと定住交流課長が判断したとき。

2 チーム員は、委嘱期間の途中において委嘱の取消しを希望するときは、その1月前までに、その旨を届け出るものとする。

3 委嘱期間の満了のとき、および前項に規定する当該チーム員からの届出による委嘱の取消しのときは、別に通知することなく委嘱が解かれたものとする。

(事務)

第13条 チームに関する事務は、福井県定住交流課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、定住交流課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月27日から施行する